

ふれあいいきいきサロン支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 身近な地域で高齢者や障がいのある方、子育て中の親などをはじめ住民が助け合い、安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行うふれあいの場づくりを支援し、地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

(運営)

第2条 地域住民の参画により自主的・主体的に運営するものとする。

(内容)

第3条 地域の孤立者の解消、見守りならびに閉じこもり防止や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的とした内容とする。参加は個人の意思を尊重したものとする。ただし、隣近所・参加者同士が誘い合って参加促進を図る。

(1) 対象者

地域住民（高齢者・障がい者・児童・子育て中の親等）

(2) 範囲

おおむね自治会から小学校区までをひとつの単位とする。ただし、実情に応じて弾力的に対応するものとする。

(3) 開催場所

身近な集会所や公民館、民家等

(4) 実施頻度

おおむね月1回以上

(5) 内容

ア. 茶話会・会食会・座談会等ふれあいの場づくり

イ. 軽体操・ゲーム・レクリエーション・読み聞かせ等の実施

ウ. 世代間交流

エ. その他、第1条（目的）に沿った活動の実施

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合は支援の対象としない。

(1) 内容が趣味・サークル・同好会等の一部の限られたものが参加する活動

(2) 営利活動、宗教活動、政治活動

(3) 運営者のみを対象とした例会・学習会・役員会

(4) その他、第1条の目的に沿わない活動

(支援内容)

第4条 海津市社会福祉協議会は、第1条から第3条に定める要件を満たすものであると認められるサロンに対し、以下の内容の支援を行う。

(1) 実施・運営に必要な活動経費の一部助成

(2) 実施・運営に必要な情報提供、備品の貸出

(3) その他、事業を推進するうえで必要と考えられる支援

(助成金)

第5条 サロンからの申請に基づき、次のとおり助成を行う。金額は、前年度の実績に基づき決定するが、初年度は、計画書に基づき決定する。茶話会、会食会共に行う場合は、会食会のみ助成し、重複助成はしない。

(1) 茶話会（食事なし） 参加者1人あたり 80円

(2) 会食会（食事あり） 参加者1人あたり 150円

(申請手続き)

第6条 助成金を申請しようとするサロンは、申請書を提出し、年度終了後に事業報告書及び決算書を提出する。

2 海津市社会福祉協議会会長は、交付した助成金の用途等がその目的に反すると判断したときは、助成金の一部または全額の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、海津市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。